

## 民報奨学生推薦要項

1. 資格 福島県内の高等学校を卒業し、令和6年4月に大学(短大・専門学校を含む)に進学する方のうち、成績・操行ともに優秀で、経済的に恵まれない福島県内在住者の子弟。また卒業後、福島県内の企業に就職するなど郷土の発展に寄与し、社会的貢献をする意欲のある方。
2. 給付額と給付期間
- |               |                          |      |
|---------------|--------------------------|------|
| (イ) 大学(4年制以上) | 入学年度                     | 20万円 |
|               | 2学年                      | 20万円 |
|               | 3学年                      | 20万円 |
|               | 4学年                      | 20万円 |
| (ロ) 短期大学      | 入学年度                     | 20万円 |
|               | 2学年                      | 20万円 |
| (ハ) 専門学校      | 入学年度                     | 20万円 |
|               | 2学年以降は修学期間に<br>応じて20万円ずつ |      |
- ※給付を受けた奨学資金は返還を要しない。  
また休学、留年中は給付期間に含まない。
3. 給付方法 毎年6月下旬までに給付する。※他の奨学金との併用可。
4. 採用人員
- |               |     |
|---------------|-----|
| (イ) 大学(4年制以上) | 若干名 |
| (ロ) 短期大学      | 若干名 |
| (ハ) 専門学校      | 若干名 |
5. 推薦方法 別紙所定用紙(第1号様式・第2号様式)に記入の上
- ①3学年間の成績証明書
  - ②在校中最終の健康診断書写し
  - ③進学先の合格通知書の写し
  - ④進学先の在学証明書(証明書は入学後に提出する)
  - ⑤所得のある同居家族全員の令和5年度所得証明書
- ※祖父母の年金収入等も含む  
以上の書類を添付し、下記送付先まで郵送のこと。
6. 推薦期限
- ①②③⑤については令和6年4月5日(金)当日消印有効。
  - ④については、進学先に入学後、本人からの提出でよい。  
ただし、遅くとも4月中には事業団に送付すること。
- 〒960-8068 福島市太田町13番17号 民報ビル 6F  
一般財団法人 福島民報教育福祉事業団 ☎(024)531-4191  
5月中に選考委員会を開催し、奨学生採用者を決定、  
本人に通知する。